

議案第57号

専決処分事項の指定についての一部改正について

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大崎市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成23年3月3日

大崎市議会議長 三 神 祐 司 様

提出者	大崎市議会議員	佐藤清隆
賛成者	〃	高橋憲夫
〃	〃	後藤錦信
〃	〃	佐藤勝
〃	〃	山村康治
〃	〃	氏家善男
〃	〃	小沢和悦
〃	〃	門間忠

専決処分事項の指定についての一部改正について

専決処分事項の指定について（平成18年6月29日議決）の一部を次のように改正する。

本則に次の2項を加える。

- 4 市の債権につき目的の価額が100万円を超えない範囲内において，訴えを提起し，和解し，又は調停すること。
- 5 市が管理する住宅の明渡しにつき，訴えを提起し，和解し，又は調停すること。